三十二号	長野県道三十一	長野県道路公社が業務を行う区間の全て
三十三号	長野県道六十五	長野県道路公社が業務を行う区間の全て
三十四十二号	長野県道三百七	長野県道路公社が業務を行う区間の全て
三十五九号	静岡県道三百十	静岡県道路公社が業務を行う区間の全て
三十六号	三重県道三十七	三重県道路公社が業務を行う区間の全て
三十七号	兵庫県道八十二	兵庫県道路公社が業務を行う区間の全て
三十八号	兵庫県道九十五	神戸市道路公社が業務を行う区間（神戸市北区八多町柳谷にある兵庫県道九十五号と神戸市道高速北神戸線との交点と同区長尾町上津にある兵庫県道九十五号と高速自動車国道中国縦貫自動車道との交点の間で供用されている区間を除く。）
三十九号	広島県道三十四	広島県道路公社が業務を行う区間の全て
四十	長崎県道五十一号	長崎県道路公社が業務を行う区間の全て
四十一号	名古屋市道高速	名古屋高速道路公社が業務を行う区間の全て
四十二号	名古屋市道高速四谷高針線	名古屋高速道路公社が業務を行う区間の全て
四十三十七号	勝山市道五―四	福井県道路公社が業務を行う区間の全て
四十四号	神戸市道四十四	神戸市道路公社が業務を行う区間の全て
四十五甲有野線	神戸市道神戸六	神戸市道路公社が業務を行う区間の全て
四十六甲線	神戸市道有野六	神戸市道路公社が業務を行う区間の全て

備考　この表に掲げる道路の区間は、平成二十六年七月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

別表第三

一　一般国道一号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　東京都中央区日本橋一丁目にある一般国道一号の起点 ロ　横浜市鶴見区下末吉一丁目にある一般国道一号と横浜市道九十八号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　横浜市神奈川区立町にある一般国道一号同士の交点 ロ　同市西区浜松町にある一般国道一号と一般国道十六号との交点 三　次に掲げる地点の間で供用されている区間（茅ヶ崎市元町にある一般国道一号と神奈川県道四十五号との交点を経由するものに限る。） イ　藤沢市城南五丁目にある一般国道一号同士の交点 ロ　茅ヶ崎市下町屋一丁目にある一般国道一号同士の交点 四　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　平塚市榎木町にある一般国道一号と一般国道百二十九号との交点 ロ　小田原市風祭字上河原にある一般国道一号同士の交点 五　次に掲げる地点の間で供用されている区間（小田原市入生田にある一般国道一号と小田原市道二千五百十六との交点を経由するものに限る。） イ　小田原市風祭字上河原にある一般国道一号同士の交点 ロ　神奈川県足柄下郡箱根町湯本字山崎にある一般国道一号同士の交点 六　次に掲げる地点の間で供用されている区間（静岡市葵区御幸町にある一般国道一号と静岡県道二十七号との交点を経由するものに限る。） イ　静岡市清水区興津中町にある一般国道一号と一般国道五十二号との交点 ロ　同市駿河区丸子にある一般国道一号同士の交点 七　次に掲げる地点の間で供用されている区間（藤枝市青木にある一般国道一号と静岡県道二百二十五号の交点を経由するものに限る。） イ　藤枝市仮宿字京田千六百五十八番七にある一般国道一号と静岡県道八十一号との交点 ロ　島田市野田にある一般国道一号同士の交点 八　次に掲げる地点の間で供用されている区間（島田市佐夜鹿にある一般国道一号と静岡県道三百八十一号との交点を経由するものに限る。） イ　島田市佐夜鹿にある一般国道一号同士の交点 ロ　掛川市日坂にある一般国道一号同士の交点 九　次に掲げる地点の間で供用されている区間（掛川市城西にある一般国道一号と静岡県道三十九号との交点を経由するものに限る。） イ　掛川市八坂にある一般国道一号同士の交点 ロ　同市沢田にある一般国道一号同士の交点 十　次に掲げる地点の間で供用されている区間（磐田市見付にある一般国道一号と静岡県道四十三号の交点を経由するものに限る。） イ　磐田市三ヶ野にある一般国道一号同士の交点 ロ　同市小立野にある一般国道一号同士の交点 十一　次に掲げる地点の間で供用されている区間（湖西市新居町新居にある一般国道一号と静岡県道三百二十三号との交点を経由するものに限る。） イ　浜松市西区篠原町にある一般国道一号同士の交点 ロ　湖西市新居町浜名にある一般国道一号同士の交点